

継続的な行政改革の推進
安定財政への改革
住民との情報共有及び協働体制の確立

せたな町行政改革大綱

(第2次)

(平成24年度～平成29年度)

平成24年4月

《目 次》

第1	第1次行政改革大綱の成果	
1	成果と反省	1
2	行政改革の課題	1
第2	第2次行政改革大綱策定の必要性	2
第3	行政改革の基本方針	2
1	基本施策の3つの柱	3
方針1	継続的な行政改革の推進	3
方針2	安定財政への改革	3
方針3	住民との情報共有及び協働体制の確立	4
第4	行政改革の基本施策	
1	基本施策の位置付け	4
	行政改革の基本施策一覧表	5
2	基本施策	
	方針1【継続的な行政改革の推進】	
	基本施策1 事務事業の見直し	6
	基本施策2 権限移譲事務への対応	6
	基本施策3 地方分権に対応した簡素効率化	6
	基本施策4 広域行政の推進	6
	基本施策5 組織・機構の見直し	7
	基本施策6 定員管理と給与の適正化	7
	基本施策7 人材育成と職員の意識改革	7
	方針2【安定財政への改革】	
	基本施策8 財政運営の健全化	8
	基本施策9 経費の節減合理化と予算の適正な執行	8
	基本施策10 収納率の向上等自主財源の確保	8
	基本施策11 補助金等の整理合理化	8
	基本施策12 地方公営企業の経営健全化	9
	方針3【住民との情報共有及び協働体制の確立】	
	基本施策13 窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化	9
	基本施策14 行政の情報化の推進	9
	基本施策15 行政手続の適正化	9
	基本施策16 情報公開の推進	10
	基本施策17 住民への情報提供	10
	基本施策18 協働によるまちづくりの推進	10

第1 第1次行政改革大綱の成果

1 成果と反省

せたな町は平成17年9月に3町が合併し、「豊かで美しい自然、人と人とのふれあいを大切にするまちをめざして」を将来像とする「新町まちづくりプラン」を策定し、せたな町のまちづくりを目指してきました。更に平成18年3月には行政の諸課題を町民の視点に立って改革するとともに、地方分権に対応した行政システムを構築するため、事務事業の見直しや組織の合理化、町民との協働による行政運営の構築など、行政改革の方向性を示すガイドラインの一つとして、国の指針に基づき「せたな町行政改革大綱」を策定し、掲げられた項目について取り組み、一定の成果をもたらしました。

しかし、基本方針や具体的な推進計画に掲げた目標が単に旗印のみの成果となっていないか、町民に対し明確で分かりやすい改革となっているか、今一度見直す時期に来ています。

2 行政改革の課題

本町では、第1次せたな町行政改革大綱を策定した中で、財政改革を当面の緊急課題として進めてきました。平成18年7月には財政非常事態を宣言し、徹底した歳出節減、事務事業の見直し、町債の繰上償還、町補助金カットや職員給与の削減等、様々な見直しを行いました。その結果として健全化へ向け少しずつ改善が図られ、平成23年9月30日、財政非常事態宣言を解除するに至りました。しかしながら平成27年度には地方交付税の特例期間が終了し、合併算定替から一本算定になることから、当町の財政運営の要である交付税の大幅な減少が見込まれます。このことに加え、長引く景気の低迷、さらには国が推し進めた三位一体改革は、交付税や補助金を削減する代わりに、地方に税源移譲することが意図とされておりましたが、これら削減部分が先行したことにより、地方自治体財政は圧迫された状況にあります。また、本格

的な少子高齢化社会の到来、ICT革命による情報化時代、住民ニーズの多様化など社会情勢が急激に変化しており、これまでの見直しだけでなく、職員の意識改革を含めた行政改革が必要となっています。

第2 第2次行政改革大綱策定の必要性

合併により、新たなまちづくりの一步を踏み出した本町は、社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる自治体の構築や町民福祉の向上と活力あるまちづくりを図るため様々な課題に取り組んできたものの、現状は決して将来の経済基盤が安定しているとは言えません。

第1次大綱では、3つの基本方針を基にその実施のため「28の施策の柱」により行政改革に取り組み、その方向性を見出してきました。しかし項目によっては未だ十分な成果が上がっていないものもあり、また、達成した項目であっても、再度検証していかなければならないものと考えます。第2次大綱ではこうした経過を踏まえ、町民の視点に立って、よりわかりやすく情報を発信し、改革が実現できるよう取り組みます。

せたな町を、次代を担う子どもたちに引き継ぎ、町の総合計画に示す将来像を達成するためには、あらゆる施策、事務事業の見直しを行い、限られた財源を有効に活用し、持続可能な行政構造につくりかえる行政改革を推進していかなければならないのです。

第3 行政改革の基本方針

第2次せたな町行政改革大綱は、第1次大綱の基本方針を引き継ぎながらも、目標未達成の事項及び変化していく時代の流れに即した項目を基本施策とすることで、より着実に達成できるものとします。

せたな町総合計画にあるまちづくりの基本理念である「共生・協働」、「安心」、「せ

たな力」、また将来像である『「みんなの笑顔と力で創ろう、未来のせたな」－共に力を合わせ安心して暮らせるまちづくり－』を踏まえながら更なる取り組みを行ってまいります。本大綱に掲げられていない項目であっても、基本方針の視点に沿って取り組むべきと考えられるものについては、随時追加して取り上げていき、町民の理解・協力を得ながら、真に求められている行政サービスを提供できる「町民のための役場」を目指します。

1 基本方針の3つの柱

この大綱では、第一次大綱の方針を引き継ぐものとし、改めて次の3つの方針を設定し行政改革を進めていくものとしします。

《方針1》 継続的な行政改革の推進

合併によるメリットを十分に活かすため、事務事業の見直しや組織の合理化など、行政改革の方向性を示すガイドライン（指針）として、せたな町行政改革大綱を策定し取り組んできました。

行政改革は、社会情勢の変化に対応して行政全般についての点検を行い、制度の見直しや行財政システムの再編整備等を行い、住民ニーズに応える行政システムを構築し、より良い行政サービスの向上を目指していくためのものです。

住民の理解・協力を得ながら、せたな町の資源の活用や地域の特性を生かしたまちづくりを進め、随時見直しを行いながら継続的な行政改革を行ってまいります。

《方針2》 安定財政への改革

平成18年7月31日に「財政非常事態宣言」を発し、早期健全化団体若しくは財政再生団体に陥ることのないよう、財政の健全化に向け事務事業の見直しや職員の削

減を積極的に行う一方、町税や手数料などの収納率の向上に取り組み、収入と支出の両面から安定した財政基盤を構築し収支不足の解消に努めてきました。

こうした財政健全化への取り組みを早くから進めてきたことにより、財政指数も少しずつ改善され、平成23年9月、財政非常事態宣言を解除することとなりました。

しかし、人口減や交付税の一本算定による減少等から今後も厳しい財政状況に変わりはありません。そのため今後も安定した財政を堅持する取り組みを行います。

《方針3》 住民との情報共有及び協働体制の確立

住民との協働体制によるまちづくりを進めていくためには、前提要件の重要な一つとなる町政に関する情報を町民にわかりやすく提供しなければなりません。そのためには行政の透明度を高め、住民が理解しやすい情報発信に努め、信頼される町政を目指します。ネットワーク社会の中で、全町へ光ファイバ網が整備されたことから、住民向けにより迅速に情報提供可能な仕組みづくりに取り組みます。

また、これまで行政で担っていたサービスを住民と行政が共通の目的をもって役割分担し、諸課題や住民ニーズに取り組む協働体制の確立を推進します。

第4 行政改革の基本施策

1 基本施策の位置付け

「あれもこれも」の時代から、「あれかこれか」を選択しなければならない厳しい時代です。

限られた財源を有効に活用し、簡素で効率的な行政システムへの転換を図るため、公共サービスが行われている全ての組織を対象とした事務事業の総点検を継続して実施します。そのための基本事項として次のとおり「18の施策の柱」を再設定します。

行政改革の基本方針一覧表

		項	目
継続的な行政改革の推進	方針 1	基本施策 1	事務事業の見直し
		基本施策 2	権限移譲事務の推進
		基本施策 3	地方分権への対応
		基本施策 4	広域行政の推進
		基本施策 5	組織・機構の見直し
		基本施策 6	定員管理と給与の適正化
		基本施策 7	人材育成の推進
安定財政への改革	方針 2	基本施策 8	財政運営の健全化
		基本施策 9	経費の節減合理化と予算の適正な執行
		基本施策 10	収納率の向上等自主財源の確保
		基本施策 11	補助金等の整理合理化
		基本施策 12	地方公営企業等の経営健全化
住民との情報共有及び協働体制の確立	方針 3	基本施策 13	窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化
		基本施策 14	行政の情報化の推進
		基本施策 15	行政手続の適正化
		基本施策 16	情報公開の推進
		基本施策 17	住民への情報提供
		基本施策 18	協働によるまちづくりの推進

2 基本施策

方針1 継続的な行政改革の推進

基本施策1 事務事業の見直し

事務事業全般について、これまでも随時最小の経費で最大の効果を上げるため、限られた財源を有効に使っているか見直しをしておりますが、さらなる財政状況の健全化に向け、必要性や費用対効果等様々な観点から十分精査し経費縮減を図ります。

また、新たな行政課題や複雑、多様化する住民ニーズに対応し、効果的な行政サービスを提供するため事務事業の再編・整理等を常に行ってまいります。

基本施策2 権限移譲事務への対応

住民サービスの向上の観点から、町が処理することにより、住民の負担軽減となる事務については積極的な受け入れを推進します。

基本施策3 地方分権への対応

地方分権の推進により国の関与が縮減されてきたことに伴い、町が自主的・主体的に決定し処理する分野が益々広がってまいります。

今後も、事務処理の簡素効率化を図りつつ、地域の実情に応じた施策の展開や町民との対話を重視した行政運営、創意工夫による総合的な行政サービスの取り組みを検討します。

基本施策4 広域行政の推進

地方自治体の財政が悪化している状況において、将来にわたって様々な環境の変化に弾力的に対応できる持続的な財政構造を構築していかなければなりません。さらに、今日の車社会により、住民の生活圏は町の区域を越え拡大しており、より広域的な取り組みが必要となることから、住民にわかりやすい効率的・計画的な行財政運営を目

指し、国の制度改正などを十分見極め分野別に事務の共同処理について調査・研究を行い広域的行政の推進を図ります。

また広域行政組合については、費用負担や組織体制等、総合的に勘案したうえで、適正な負担に努め、効率的な運営となるよう助言していきます。

基本施策5 組織・機構の見直し

組織・機構の見直しについては、政策目標に基づき効果的・効率的に事務処理ができ、かつ町民サービスの低下を招かぬよう行政としての基本的な体制づくりを目指し、今後も将来の職員数の変化に合わせ時代に即した柔軟かつ合理的な組織体制の見直しを図ります。

基本施策6 定員管理と給与の適正化

せたな町は、合併以後、行政改革基本方針に基づき計画的な定員管理に取り組んできました。定員管理にあたっては、現状分析と将来にわたる行政需要の動向等を勘案しつつ、目標とする職員数やそれを実現するための具体的な方策を盛り込んだ「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努めます。

給与については、基本的には国の人事院勧告に準じ改正し、今後も国、北海道、他市町村の動向を踏まえ、適正な給与制度の運用に努めるとともに、ラスパイレス指数の適正化に努めます。

基本施策7 人材育成と職員の意識改革

多様な行政需要に的確に対応していくためには、職員一人ひとりの能力向上と意識改革、積極的な行動が必要です。職員研修については、明確な目標の下、効果的な各種研修や能力開発のための支援施策の推進を図り、自発的・意欲的に対応する人材及び専門知識や政策能力遂行を備えた人材の育成、更なる資質向上に努めます。

方針 2 安定財政への改革

基本施策 8 財政運営の健全化

これからの時代は、高齢化社会及び少子化対策経費をはじめとする福祉分野における歳出の増加が益々見込まれることから、高いコスト意識を持って優先度を考慮する財政運営が求められます。そのため徹底した経常的な経費の削減はもとより、大型事業に対する優先度の判定に加えて、町債残高を適正に管理するため、計画的かつ優位性の高い町債の発行を徹底するなど、中長期的な視点に立った財政基盤の確立に向けて取り組みを強化します。

基本施策 9 経費の節減合理化と予算の適正な執行

財政状況が厳しさを増している中で、多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応するため、行政経費全般について節減と予算の厳正な執行に努め、住民ニーズに的確に対応した効率的・効果的な予算編成を行い健全な財政運営を確保します。

基本施策 10 収納率の向上等自主財源の確保

厳しい財政状況にある地方自治体は、地方交付税に依存する割合が高くなっており町税等の収納率の低下により、さらに財政を圧迫する状況を作り出します。そのため、自主的な納税の啓発や指導、滞納整理を進めるとともに、受益と負担について町民に説明・理解を求めながら財産収入等も含めた自主財源の確保により一層努めます。

基本施策 11 補助金等の整理合理化

補助金等については経費負担のあり方、行政効果等を十分に精査し、終期の設定や補助基準などについて年度ごとに計画的な見直しを行い、当初の目的を達成したもののについては廃止又は廃止を目的とした削減に努めるとともに、町民ニーズに応じたメニュー化や支援が必要とされるものについては新設するなど、公正かつ効率的な補助

金等の整理合理化に努めます。

基本施策 1 2 地方公営企業等の経営健全化

地方公営企業については、将来にわたり本来の目的である公共福祉の増進をしていくために、中長期的な視点に立った経営手法を確立することが必要です。

安定運営を図るため、事務事業の見直し、指定管理者制度の導入、民間委託等を検討するとともに、効率的な運営に努めていきます。

また、公営企業は原則独立採算性をもって行われるべきものであることから、経営健全化への取り組みを進め、一般会計からの繰り入れ縮減・廃止を図っていきます。

方針 3 住民との情報共有及び協働体制の確立

基本施策 1 3 窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化

直接住民とかかわる窓口対応については、住民の評価が重要なものとなります。町の顔として、窓口業務は住民により良いサービスを提供するための基本であることを再度認識し、住民の相談や何を必要としているかを的確かつ柔軟に判断・対応できる職員の資質向上に努め行政サービスの充実を図ります。

基本施策 1 4 行政の情報化の推進

インターネットや情報端末の普及に伴い、町内ほぼ全域に光ケーブルが敷設されたことから、情報の取り扱いに関するセキュリティに十分配慮しながら、さらなる行政情報システムの活用を図ります。そのため、町政に関する情報を迅速に提供できる体制づくりを検討し、出来る限り最新情報の発信に努めます。

基本施策 1 5 行政手続の適正化

行政手続条例に基づき、それぞれ担当課等において事務処理がなされているところ

です。今後も行政事務処理を継続的に見直し、事務処理の簡略化、行政手続の適正化に努めます。

基本施策16 情報公開の推進

情報公開は、住民への説明責任を果たすとともに、町政に対する理解と信頼を深めることから、情報公開を求められる前に、進んで情報を公開する意識を持ち、町の保有する情報を積極的に公開していきます。

基本施策17 住民への情報提供

住民への情報提供・情報共有については、現在行っている広報紙での周知やチラシ、防災無線、ホームページなどに加え、自宅等でインターネットによる住民票などの交付申請が行える電子申請サービスや光ファイバ網を積極的に活用した行政情報映像配信サービス等、今後様々な観点から検討し更なる情報提供に努めます。

また、行政改革については町民の理解と協力を得ることが必要なことから、町民わかりやすい工夫を凝らした行政改革の内容や進捗状況等の公表に努めます。

基本施策18 協働によるまちづくりの推進

今までの行政運営においては、住民参画の機会が不十分であり、行政主導が主なものとなっておりますが、地域福祉やまちづくりを推進していくには住民と行政とのパートナーシップが必要となります。

様々な課題に対応していくためには、町民、各種団体、企業等地域を構成する主体と協力・連携しそれぞれの特性に応じた役割を担いながら共通課題・目的を達成するために力を合わせ「協働のまちづくり」を推進します。